

(様式第4号) **上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 会議概要**

1	審議会名	上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 (第14回)
2	日時	平成22年8月5日(木) 午後1時から午後5時まで
3	会場	中央公民館3階 大会議室
4	出席者	生田淳一委員、石坂陽子委員、井出操委員、大塚貢委員、荻原寿恵委員 木口博文委員、小林正幸委員、佐藤恵子委員、塩澤好太郎委員、田口一朗委員 竹内充委員、田中明委員、中澤信敏委員、橋詰真由美委員、原有紀委員 増沢延男委員、丸山かず子委員、宮尾秀子委員、森田小百合委員、 【欠席委員】立堀欣司委員、土屋猶子委員、宮島国彦委員、宮田保委員 山野井智子委員、若林利治委員、
5	アドバイザー	
6	市側出席者	小宮山まちづくり協働課長、井沢地域協働担当係長、増澤主事
7	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
8	傍聴者 0 人	記者 0 人
9	会議概要作成年月日	平成22年8月18日

協議事項等

1	開 会 (小宮山まちづくり協働課長)
2	あいさつ ・木口博文会長 皆さん、こんにちは。残りわずかとなってきました。議論を深めていい結果を報告したいと思っています。健康面等、各自において十分配慮いただきまして、最後まで、ご協力お願いしたいと思います。本日もよろしくお願ひします。 - 司会 (木口博文会長) -
3	最終報告 (案) について 議論のたたき台としての素案を、事務局が説明 (1) 情報共有の原則 【主な質疑】 (事務局) 「まちづくりの基本原則」の「情報共有」のなかに、「市議会」も加え、第7章「議会・議員」との整合性を図りました。 (委員) 第7章1の(3)についてですが、「議会は会議を公開し...意思決定の経過と内容を適切に分かりやすく市民に説明すること」とあるが、公開しなければならないのか。 (事務局) 会議の公開と、積極的な情報の提供という二つの意味が含まれています。会議の公開は、議会、つまり本会議や一般質問ですとか、原則的には委員会の公開が該当します。内部的な会議については、現時点では対象としていません。 (委員) 議会について、「自ら条例を制定する...」の文言が削除された。委員としては、議会に条例を制定するよう働きかける意味を込めて、「検討委の考え方」には明記したい。 (委員) この点については、「検討委の考え方」に盛り込むことにすればいい。 (委員) 第2分科会では、この部分に多くの時間を費やした。議論の経過を踏まえ、明記する必要がある。 (事務局) それでは、「検討委の考え方」に盛り込むことでよろしいでしょうか。 (委員) 「まちづくり」と「市政」という用語の使い方が、曖昧だ。同じようで同じ意味ではない。「まち

づくり」は定義したが、「市政」は定義してない。「市政」とは何を指すのか。

(委員) 今まで、市民が市政に参加する機会は少なかった。この頃、協働が謳われ始め、徐々に参加する機会が増してきた。今後、市民協働が進むなかで、これまで市民に閉ざされていた「市政」への参加を促す意味で、あえて「市政」を使ったほうがいい。「まちづくり」へ参加する、だけでは漠然としすぎている。

(委員) 今、おっしゃった「市政」とはどう意味ですか。

(委員) これまで行政が行ってきた実務が「市政」ではないか。

(事務局) 「市政」は、市議会と執行機関が行っている業務全般のことです。地方自治法で、法律でその範囲が規定されています。また、その「市政」に対して、直接請求や監査請求といった市民参加についても、地方自治法で認められています。「まちづくり」は、市議会や執行機関が行っていること以外にも、自治会やNPO等、市民の皆さんが行っている活動も含まれています。広い意味をもっています。この条例で謳っている市民協働は、地方自治法で規定された「市政」への市民参加以外の参加についても規定しています。そのため、例えば「情報の公開」について、市議会及び市は、市政に関する情報を積極的に公開することと規定していますが、これはあくまで法律で規定された「市政」についての情報です。市民活動や自治会活動を含めた「まちづくり」の情報は含まれません。

(2) 用語の定義

【主な質疑】

前回の全体会を踏まえ、「地域コミュニティ」について、「地縁コミュニティ」や「テーマコミュニティ」という用語を使用しないことが確認されました。そこで、用語の定義「地域コミュニティ」では、自治会組織と公益性の高い市民活動団体という用語で表現することとなりました。

(委員) いいです。

(委員) 「市民」の定義ですが、一文だとわかりにくい。もっとわかりやすい書き方にしたいほうがよい。

(委員) 箇条書きのようにしたらどうか。

(委員) 市民憲章の「市民」は、特に定義されていない。

(委員) 市民憲章の「市民」は、この条例の「市民」の定義とほぼ同じ意味ではないか。

(委員) 「まちづくり」の定義が置かれている場所だが、定義の最後では良くないのではないか。

(委員) 「社会形成をいう」とあるが、意味がよくわからない。

(事務局) 「目的」に、「地域社会の形成」とあります。

(委員) それに統一したらどうか。

(委員) タウンミーティングで、「市民の福祉」の指す意味がわからないと出た。特に定義されていないので、「福祉」が何か明らかにしたほうがいいのではないか。

(委員) 地方自治法で「住民の福祉」とあったと思う。それに準じたものではないか。

(委員) この「福祉」は、幸せとか幸福という意味だ。

(委員) 「地域コミュニティ」についてだが、この文言だと、自治会組織、市民公益活動団体どちらか一方でも、「地域コミュニティ」といえる、と読める。

(委員) 自治会組織だけでも、「地域コミュニティ」ではなかったか。

(事務局) 「...双方をいう」という文言を加えたらどうでしょうか。

(委員) 「一定の地域における地縁的な...」とあるが、「一定の地域」の意味がわかりにくい。

(委員) 「一定の地域」をはずして、単に「地縁的な...」とすると単位自治会のみを想定することになる。地区自治連や自治会連合会、そのほか、単位自治会同士の連携や、地区自治連同士の連携等を想定するならば、「一定の地域」としたほうがよい。

(事務局) 自治会組織の連携だけでなく、市民公益活動団体と自治会組織との連携を想定した定義となっています。

(司会) 「一定の地域」は、自治会組織と市民公益活動団体双方にかかる文言ということによろしいか。

(委員) この自治会組織は、自治会の下にある町内会は、自治会組織に入るのか。

(事務局) 今、上田市が認めているのはあくまで上田市自治会連合会に属している自治会だけで、239

自治会です。

(委員)例えば、町内会と市民公益活動団体が連携したときに、市から支援は受けられるのか。

(事務局)この条例の規定だと、単位自治会を通じて支援を受けるか、市民公益活動団体として単位自治会と連携して支援を受けることになると思います。

(休憩)

(事務局)「地域コミュニティ」について、前回の議論を踏まえ、修正しました。

(委員)自治会組織の活動について盛り込まれていることが、タウンミーティングの意見を反映されていてよい。

(委員)「検討委の考え方」との整合性が図られていない。「基礎的な…」と「中心的な…」とある。

(事務局)これは訂正します。

(委員)「公益性の高い市民活動団体」について、誰が「公益性」が高いかどうか判断するのか。用語の定義でもっと詳しく説明したほうがいい。

(委員)「地域の課題の解決」に対して市は支援するとあるが、この文言だと、何か問題がなければ支援が受けられないと受け取れる。

(委員)地域課題に取り組み、とすればいいのではないかな。

(3) 情報共有

【主な質疑】

(事務局)前回の議論を踏まえ、若干、訂正を加えました。

(委員)「情報の公表」について、触れていない。

(事務局)法律で規定されているので、ここで盛り込まなくていいのではないかな、という合意がなされたと思います。

(委員)個人情報の活用については、規定しなくいいのかな。

(委員)法律が改正されない限り難しいのではないかな。

(4) 住民参加・協働

【主な質疑】

(事務局)「聴取」を「提出」に変えました。

(委員)「住民参加」とあるが、「市民」ではないかな。

(委員)「応答責任」は、執行機関に移すべきではないかな。パブリックコメントだけに対する「応答責任」ではない。

(委員)「住民投票」の書き方だが、国民投票法に則して「18歳以上」と規定しながら、実際は「20歳以上」しか現状では投票できないことになっている。わかりにくいのではないかな。

(委員)検討委としては、上田市は18歳と明記したい。

(委員)「但し書き」のついた、この素案でいいのではないかな。

(委員)混乱を招くような書き方はやめたほうがいいのではないかな。外国人の投票権のこともある。以前から議論しているように、国の動向に準じるのが妥当ではないかな。

(委員)「住民投票」は、この条例の目玉の一つだが、「18歳」にこだわらなくてもいいのではないかな。

(委員)「18歳」と明記すべきかな。

(委員)「検討委の考え方」に検討経過を載せればいい。

(委員)若い世代に、上田市のまちづくりに関心をもってもらいたいし、積極的に参加してもらいたい。実質的に18歳以上に投票権を持たせたい。

(委員)あくまで18歳にこだわりたい。「但し書き」を付し、実質的には20歳以上が投票できる素案

どおりでいいのではないか。

- (委員)「協働」についての内容が少ないのではないか。タイトルで「協働」を掲げているのに、「協働」の文言が出てこない。「地域協議会」を「協働」のなかで位置づけられないか。
- (委員)市民、地域コミュニティと地域協議会が、今後、どう「協働」を図っていきけるかが問題だ。
- (委員)「地域協議会」は、市の附属機関だ。「地域協議会」自体は、「協働」ではない。
- (委員)「執行機関」の中で位置づけるべきだ。
- (委員)地域の声を執行機関に伝えることが任務だ。
- (委員)「地域協議会」については、現状についてのみ触れるのでいいのではないか。
- (委員)地域内分権について明記すべきだ。
- (委員)「協働」を謳うなら、「地域協議会」を入れるべきでない。「地域内分権」については、盛り込むべきだ。
- (委員)「地域協議会」に対して、市民の関心が薄い。「地域協議会」を理解し、協力するような文言を入れるべきだ。
- (委員)「協働」や「参加」について、前文で謳っている部分が、条文でまったく触れられていない。
- (委員)「協働」については、もっと大きく扱うべきだ。
- (委員)「市政への参加」＝「協働」と思うが、我々市民にはわかりにくい。

木口会長

4 今後の予定

第15回条例検討委員会

:平成22年8月11日 午後1時 上田市民会館2階大会議室

市長への最終報告提出

:平成22年8月20日 午前10時 南庁舎5階3・4・5会議室

5 閉 会